

下関市監査委員公表第16号
平成29年7月18日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	阪	田	高	則
同	川	原	徳	也
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

農林水産振興部

水産課

建設部

道路課

河川課

都市整備部

市街地開発課

公園緑地課

建築指導課

港湾局

経営課

振興課

施設課

2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までににおける財務に関する

事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、港湾局の所管事項に係る監査について、阪田高則代表監査委員を除斥した。

5 監査の期間

平成29年5月1日から平成29年6月30日まで

6 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていた。

以上